

特定非営利活動法人愛キッズ
定款

特定非営利活動法人 愛キッズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛キッズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県米沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く地域に根ざし、障がいの有無に関わらず、次世代を担う子ども達の社会参加や居場所づくりや、当たり前の権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を守ることで、児童の健全育成を援助するとともに、子育て家庭の支援を行い、誰もが安心して暮らせる街づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フットサル及びスポーツの選手育成及び指導事業
- (2) ダンススクール設置に関する事業
- (3) スポーツを通じての地域住民との交流
- (4) 放課後子どもクラブ事業
- (5) その他第3条の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 この法人は役員のほか顧問を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱するものとする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、この法人と理事長との間で利益が相反する業務又は双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事等が法人を代表する者としてその業務を執行する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告するため必要がある場合には、総会の招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 顧問は理事会の諮問事項に関し意見を述べるものとする。

(任期等)

- 第16条 役員及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、必要に応じて職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する事業所の長（以下「所長」という。）は理事会の議決を得て理事長が任命する。
- 3 所長以外の職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、委任状を含め正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総会の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長に当たる。

(議決)

第36条 理事会における呉傑事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人は、事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設定することができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員に欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残在する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、あらかじめ理事総数の3分の2以上の同意によって選出されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 新野 雅之

副理事長 大木 秀一

理事 東井上 明

監事 嵐田 由子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	入会金、個人	1,000円	団体	1,000円
		年会費、個人	1,000円	団体	10,000円
(2)	賛助会員	年会費、個人	1口3,000円	団体	1口10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人愛キッズ

役職名	ふりかな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	にいの まさゆき 新野 雅之		無
副理事長	おおき しゅういち 大木 秀一		無
理事	ひがしいのうえ あきら 東井上 明		無
監事	あらしだ よしこ 嵐田 由子		無

(法第10条第1項第5号)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

設立の背景：

近年、共働き家庭の増加に伴い、放課後の子どもの預かり場所の確保が喫緊の課題となっています。特に、小学校低学年の児童を持つ家庭では、仕事と育児の両立に大きな負担を感じているのが現状です。また、地域のスポーツ振興や子どもたちの健全育成という観点からも、スポーツを通じた放課後の活動の場を提供することが重要だと考えます。

設立の目的：

フットサルやダンスのスクールを設立する目的は、技術の向上だけでなく、子どもたちの健全な心身の発達、協調性や社会性の育成、そして地域への貢献など多岐にわたりますが、単にフットサルやダンスを教えるだけでなく、子どもたちの成長できる場を提供することを目的とします。

学童保育所を運営することにより、保護者が就労などで昼間家庭での保育が困難な小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の安全確保と健全な育成を図ることを目的とします。

事業内容：

スポーツ活動：

- ・ フットサル、ダンスなど子どもたちが興味を持つ様々なスポーツ種目を提供いたします。
- ・ 年齢や体力レベルに合わせた指導を行います。
- ・ 安全管理を徹底し、怪我のリスクを最小限に抑えます。

学習支援：

- ・ 宿題のサポート、家庭学習の習慣化を促します。
- ・ 個別指導や少人数の学習会を実施します。

生活指導：

- ・ 挨拶、マナー、整理整頓など、基本的な生活習慣を身につける指導を行います。

- ・ 仲間とのコミュニケーション能力を高めるための活動を行います。

保護者支援：

- ・ 子育てに関する情報提供、相談窓口を設置します。
- ・ 保護者同士の交流会を実施します。

地域交流：

- ・ 地域のお祭りやイベントに積極的に参加します。
- ・ 近隣の学校や施設との連携を深めます。

2 申請に至るまでの経過

法人を設立しようとした経緯

○フットサルスクールやダンススクールの競技レベルの向上、地域貢献、資金調達の安定化などを目的とし、事業拡大や信頼性向上のために法人化する。

○学童保育所設立の経緯は、保育料無償化における待機児童の解決、放課後児童の健全育成への貢献。

私達の活動の前身である任意団体さくらフットサルスクール、ダンスチビザイルにおいて、設立当初より法人化に向けた検討が進められてきました。

本年4月より同団体の総会の議決を得て、有志によるNPO法人設立準備会が設立されました。その後、準備会において、この法人の活動方針、理念、定款等が議論され、目的に賛同するメンバー10名が集まりました。

同年7月17日に「特定非営利活動法人愛キッズ」設立総会を開催し、設立趣旨の確認及び賛同を得ましたので、特定非営利活動法人として山形県知事に設立の認証申請を行うこととしました。

令和 7年 7月 17日

特定非営利活動法人愛キッズ

設立代表者 新野 雅之

(法第10条第1項第7号)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人愛キッズ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させ本法人及び活動方針のPRと会員募集を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1)

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従業員の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業の 予算額 (単位：千円)
フットサル 及びスポーツの選手育成及び指導事業	さくらフットサルスクール	毎週水曜日 19時～21時	米沢1中 東部小学校 体育館	2名	置賜地区 小中学生 40名	施設使用料 20 備品 20
	キッズフェスティバル参加	9月 2月	福島県 あづま総合 運動公園	2名	さくらフットサル団員 10名	大会参加費 10
ダンススクール設置に関する事業	ダンススクール チビザイル	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
スポーツを通じての地域住民との交流事業	フットサル大会の開催	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

放課後子どもクラブ事業	学童保育所 愛キッズ	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
その他定款 第3条の目的を達するために必要な事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人愛キッズ

1 事業実施の方針

- ・令和8年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページによる本法人及び活動方針のPRと会員募集を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1)

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従業員の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業の 予算額 (単位：千円)
フットサル 及びスポーツの選手育成及び指導事業	さくらフットサルスクール	毎週水曜日 毎週金曜日 19時～21時	米沢1中 東部小学校 体育館	2名	置賜地区 小中学生 40名	施設使用料 20 備品 20
	キッズフェスティバル参加	9月 2月	福島県 あづま総合 運動公園	2名	さくらフットサル団員 10名	大会参加費 10
ダンススクール設置に関する事業	ダンススクール チビザイル	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

スポーツを通じての地域住民との交流事業	フットサル大会の開催	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
放課後子どもクラブ事業	学童保育所 愛キッズ	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
その他定款第3条の目的を達するために必要な事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

設立当初の事業年度 活動予算書

(法人成立の日から令和8年3月31日まで)

特定非営利法人愛キッズ

(単位：円)

科 目	金額 (円)	摘 要
I 収入の部		
1 会費等収入		
正会費年会費収入等収入	20,000	(正会員 10名)
賛助会員年会費収入等収入	30,000	(賛助会員 10名)
2 事業収入		
さくらフットサル事業収入	24,000	(さくらフットサル団員 20名)
チビザイルダンス事業収入	0	
学童保育所愛キッズ事業収入	0	
3 寄付金当収入		
補助金	0	
寄付金	0	
4 雑収入		
受取利息	0	
雑収入	0	
当期収入合計 (A)	74,000	
正味財産額	736,114	
収入合計 (B)	810,114	
II 支出の部		
1 事業費		
さくらフットサル事業費	30,000	
チビザイルダンス事業費	0	
学童保育所愛キッズ事業費	0	
2 管理費		
役員報酬	0	
賃借料	0	
光熱費	0	
交通通信費	0	
備品費	34,000	
印刷費	10,000	
消耗品費	0	
会議費	2,880	
雑費	0	
3 予備費	0	
当期支出合計 (C)	76,880	
当期収支差額 (A) - (C)	-2,880	
次期繰越正味財産額 (B) - (C)	733,234	事業繰越 733,234

令和8年度年度 活動予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利法人愛キッズ

(単位：円)

科 目	金額 (円)	摘 要
I 収入の部		
1 会費等収入		
正会費年会費収入等収入	20,000	(正会員 15名)
賛助会員年会費収入等収入	45,000	(賛助会員 15名)
2 事業収入		
さくらフットサル事業収入	36,000	(さくらフットサル団員 30名)
チビザイルダンス事業収入	0	
学童保育所愛キッズ事業収入	0	
3 寄付金当収入		
補助金	0	
寄付金	0	
4 雑収入		
受取利息	0	
雑収入	0	
当期収入合計 (A)	101,000	
II 支出の部		
1 事業費		
さくらフットサル事業費	50,000	
チビザイルダンス事業費	0	
学童保育所愛キッズ事業費	0	
2 管理費		
役員報酬	0	
賃借料	0	
光熱費	0	
交通通信費	0	
備品費	40,000	
印刷費	10,000	
消耗品費	0	
会議費	2,880	
雑費	0	
3 予備費	0	
当期支出合計 (B)	102,880	
当期収支差額 (A) - (B)	-1,880	
前期繰越金 (C)	733,234	
次期繰越正味財産額 (A) + (C) - (B)	731,354	事業繰越 731,354